

令和 8 年度
「自治体国際化協会・全国知事会共催日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」
出展事業者 募集案内

県では、米国の食品バイヤーや一般消費者に対し、県産農畜水産物の魅力を直接伝えるとともに、商談会において輸出に繋げるため、自治体国際化協会・全国知事会が共催する「日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」に参加することとしました。

ついでには、ニューヨークで開催される「Japanese Food Expo」及び商談会への出展事業者を募集しますので、ぜひご参加ください。

1 事業概要

- (1) **開催日時** 令和 8 年 10 月 23 日 (金) ~25 日 (日)
23 日 (金) 12 時 00 分~19 時 00 分
24 日 (土) 11 時 00 分~20 時 00 分
25 日 (日) 11 時 00 分~18 時 00 分 ※いずれも現地時間
- (2) **開催場所** ニューヨーク「Japan Village」(934 3rd Ave, Brooklyn, NY 11232)
- (3) **各県事業者数** 4 事業者 ・各県 2 テーブル割り当て。1 テーブル 2 業者。
・ 1 テーブルにつき最大 6 品目※1 テーブルの大きさは 183cm x 76cm
応募いただいた事業者の中から、3 月下旬までに県において 4 事業者を選定いたします。
- (4) **主 催** 一般財団法人自治体国際化協会 (クレア)、全国知事会
- (5) **開催形態** 2026 Japanese Food Expo (JFE) の開催会場内で日本ふるさと名産食品展を実施する。
※JFE は、農林水産省の「食品輸出支援プラットフォーム」の支援事業の一環として、日本食文化振興協会 (JFCA) 主催により開催
- (6) **出展形態** 試食販売：日本国内で製造され、正規の輸出入手続きにより納入された食品及び飲料品
- (7) **募集対象** 食料・飲料品を製造または販売する日本国内の法人・団体 (卸売業者は除く)、且つ出品商品を製造・加工・包装・保管する施設がアメリカ食品医薬品局 (FDA) に有効登録されている事業者

2 募集内容

- (1) **募集期間** 令和 8 年 3 月 25 日 (水) 〆切
- (2) **応募資格** 岐阜県産農畜水産物又はその加工品を生産する事業者

(3) 出展条件

○原則、「Japanese Food Expo 開催期間中に実施されるビジネス商談会（10月23日午後に予定）に参加可能であること。

○原則、開催期間中を通して、事業者自身による渡航ができること。（ただし、事業者自身での渡航が困難な場合もしくは出展効果を高める意図に基づく場合、輸出商社や専属販売員（マネキン）の確保による対応も可）

※各販売テーブルにて来場者対応人員1名以上が必ず常駐すること（なお、本食品展では事業効果を高めるため、食品展開催期間中の10月23日（金）にビジネス商談会を並行して行う予定です。そのため、食品展及び商談会では外国人と販売接客並びに商談を行うため、それぞれ英語対応が可能な人員が食品展販売テーブルに1名、商談会に1名必要になります。対応が不可能である場合には、専属販売員（マネキン）を雇用する必要があります。運営事務局（JFCA）を通して専属販売員の斡旋も可能です。）

※専属販売員の斡旋を検討している場合は、県にご相談ください。

○本事業への出展及びその後の米国販路開拓に向けた現地法律・規制等を理解し、適切な対策を行っていただくこと。

なお、米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、原材料及び製造工程に関する全ての情報開示が求められるため、以下の①～⑤を提出していただくこと。

- ① 【様式1】基本情報
- ② 【様式2】応募事業者チェックリスト
- ③ 【製品規格書】（各社独自フォーマット）
- ④ 【製造工程表】（各社独自フォーマット）
- ⑤ 【米国栄養成分表】（各社独自フォーマット）

○開催期間中、現地会場にて試食・試飲を実施すること。また、そのための試食・試飲用の「商品サンプル」を無償でご用意いただくこと。販売商品は、事業者が輸出入手続きを行い（運営事務局（JFCA）が手配する輸出入業者に限らない）、現地会場にて販売すること。

○販売テーブルに設置する商品の特長を紹介する英語版のPOPを各社にてご用意いただくこと。

○自社のWEBサイト（英語）があること、もしくは出展に向けて作成いただくこと。

（Facebook、Instagram等SNSでも可。商品説明や原材料等について、広報等に使用することを想定しています。）

○本資料「募集案内」の内容を理解し、【様式3】誓約書の記載事項を遵守する旨誓約いただけること。

(4) 出品要件

○制度上米国へ輸出可能な、日本国内で生産・製造された食料・飲料品であること。

※常温保存、冷蔵保存、冷凍保存いずれでも可

※冷蔵・冷凍販売が必要な場合、会場に設置する冷蔵・冷凍庫はレンタル（出展者負担）となります。

○開催日時点で最低2～3か月以上の賞味期限を有している商品であること。

※日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で約6～7ヶ月

程度が必要となります。

○米国の法制度により米国での輸入や販売及び試食が不可である商品や輸出申請に長時間を要する、以下の「募集除外商品」に該当しない商品であること。

※以下は令和7年4月21日時点の情報のため変更になる場合があります。

＜募集除外商品＞

- ・肉類（肉エキス・ゼラチン等を含む。ただし、すでに米国向けに輸出実績があり、商流が確立している場合には例外的に対象とする。）
- ・卵を含む商品（加熱焼成されたものは可。例）焼き菓子、焼き生地等）
- ・頭と内臓が除去されていない魚加工品
- ・乳製品（加熱したものは可）、乳製品を含む商品（生乳を使用した商品は不可。粉乳を使用した商品、焼き菓子は可）
- ・野菜、果物の一部（加工品を除く。ただし、米国において輸入・販売が可能な果物である場合は例外的に対象）
- ・生鮮品
- ・ステビア、紅麴、くちなし、紅花、銅葉緑素、マリーゴールド、赤色（100番台）等の一部の着色料を含む商品（その他合成着色料においては、FDA 許可色素（赤 3,40、黄 5,6、青 1）は可）
- ・酒・アルコール飲料（ただし、すでに米国向けに輸出実績があり、商流が確立している（いわゆる「ラベルが登録済み」の）場合には例外的に対象とする）

○食品の米国輸入に際しては、出展商品を製造・加工・包装・保管する施設が、アメリカ食品医薬品局（FDA）に有効登録されていること（登録番号を提出）。

※米国への輸出に向けた留意事項

輸出時に米国食品安全強化法（FSMA）に基づく FDA（米国食品医薬品局）への施設登録番号が必要となります。合わせて DUNS 登録時の情報（DUNS ナンバー、英文社名・住所）も必要となります。

【参考①】 FDA 登録サイト（英語）

<https://www.fda.gov/food/guidance-regulation-food-and-dietary-supplements/registration-food-facilities-and-other-submissions>

【参考②】 米国への食品輸出について

- ・「日本からの輸出に関する制度 米国」（ジェトロ）

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/

- ・「貿易投資相談 Q & A（輸出） 米国」（ジェトロ）

https://www.jetro.go.jp/qatop/qa/n_america/us/export/

- ・DUNS 情報不明な場合のお問い合わせ先： 株式会社東京商工リサーチ

<https://www.tsr-net.co.jp/service/detail/get-a-duns-number.html>

（5）商品販売・取扱条件等

○取扱条件：原則、自主販売（詳細は出展説明会にてご案内予定）

○価格設定：出展者が米国での販売価格（税・手数料等含む）を決定

○代金回収：米国内にて合法的に販売が委託できる現地法人、契約代理店等がない出展事業者は、運営事務局（JFCA）がご案内する販売代行サービス（オプション）をご利用いただくことも可能です

○商品・サンプル輸送（※）に要する経費は出展者負担とする。

- 輸送梱包及び展示会場までの通関・輸送費
- JFE 終了後、出品物の廃棄費用もしくは処理（還送、転送等）に係る通関・輸送等の経費
- 出品物に係る輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料

（※）輸送・通関（フォワーダー／通関業者）の手配は出展者の責任と費用負担で行うものとします。特定の輸出入・通関業者をお持ちでない出展事業者は、運営事務局（JFCA）がご案内する輸出入・通関業者をご利用いただくことも可能です。

3 費用負担について

	全国知事会・クレア負担	出展者負担
JFE 出展料金、会場設備	JFE 出展料金 2 テーブル分（会場設営・装飾、共同看板、案内用看板等の製作費等を含む）	独自に必要なとする場合の設備・備品等の手配・設置・撤去等に関する諸費用 ※例：TV モニター、バナー、PC、Wi-Fi ルーター等各種レンタル機材等
商品・サンプル輸送費	—	商品・サンプル等の輸送費、梱包費、保険料、通関関連費用、関税・輸入諸税、現地搬入出費用、イベント後の出品商品等の処理に係る諸費用等
販売経費	出展事業者ならびに商品紹介用 WEB サイトの制作費、広報・PR 費	専属販売員（いわゆるマネキン）の人件費商品の特長を紹介する英語版の POP 及び商品価格カードの作成費
試食・試飲経費	—	試食・試飲用の商品サンプル及び容器等
備品費	共同使用消耗品購入費（ゴミ袋、使い捨て手袋、ハンドサニタイザー等）	独自の実演・試食等に必要となるレンタル家電機器（冷凍・冷蔵ショーケース、IH コンロ、湯沸かしポット等）、使い捨て什器類及び消耗品等の諸費用 ※火気は使用不可です。 ※事前手配や調達代行も可能です。
その他	—	出展事業者渡航費、滞在費（宿泊・交通費・食事代等）

4 注意事項

- 出展決定後、現地側の法規制の変更等により出展の条件が変更になる場合があります。また、物流事情の悪化等によるコンテナ輸送の遅延、天災地変、戦乱、暴動、疫病、テロ又は官公署の命令等により事業が変更又は中止となる場合があります。
- 会場全体の基本構成や各出展事業者の配置は主催者と相談の上、決定させていただきます。
- 複数の出展事業者により構成されている団体が出展する場合は、主催者との連絡窓口となる代表者を定めていただきますようお願いいたします。
- 開催期間中、WEB サイト、機関誌、報告書、情報発信記事等に掲載するために会場内の様

子を撮影する場合があります。

○ご提供いただきました個人情報等は、事業実施のため運営委託会社等の関係者に提供いたしますが、正当な理由がある場合を除き、事業者の同意なく個人情報を他の第三者に提供しません。

○過去の開催概要 (<https://economy.clair.or.jp/>過去の開催実績/) を WEB サイトに掲載しておりますので参考にしてください。

5 スケジュール

	内容	実施主体	実施日・締切日
①	商品確定～輸出書類整備	出展事業者 (クレア委託事業者 がサポート)	4～7月
②	日本出港 (船便の場合)	出展事業者	8月下旬
③	LA港到着・通関	出展事業者	9月下旬
④	LA→NY 輸送	出展事業者	10月中旬
⑤	会場搬入・設営、オリエンテーション	全員	10/22(木)
⑥	食品展の開催 (NY)	全員	10/23(金)～25(日)
⑦	結果報告	クレア	1月頃

※上記のスケジュールは変更する可能性があります。

※食品展の開催前日 (10/22) に、会場搬入・設営とオリエンテーションを行う予定です。

【申込方法】

・以下資料を作成の上、メールでお申込み下さい。

- ① 【様式1】基本情報
- ② 【様式2】応募事業者チェックリスト
- ③ 【製品規格書】(各社独自フォーマット)
- ④ 【製造工程表】(各社独自フォーマット)
- ⑤ 【米国栄養成分表】(各社独自フォーマット)
- ⑥ 【様式3】誓約書

メール送付先 岐阜県農政部農産物流通課 c11444@pref.gifu.lg.jp

【問合せ先】

岐阜県農政部農産物流通課輸出戦略係 (担当: 丹羽)

住 所: 〒500 - 8570 岐阜県岐阜市町藪田南 2 - 1 - 1

電話番号: 058 - 272 - 8417

以上